



107-0052

配達証明

東京都港区赤坂六丁目9番1-703号

田中康夫殿

配達証明



通知人 西島清順

上記通知人代理人

弁護士 金大輝

同 増山健

弁護士法人 淀屋橋・山上合同

〒541-0041 大阪市中央区北浜3丁目6番13号 日土地淀屋橋ビル
TEL 06-6202-3355(代) FAX 06-6202-3375(代)

7718

平成30年2月1日

〒107-0052

東京都港区赤坂六丁目9番1-703号

田中 康夫 殿

通 知 書

冠省 当職らは、西島清順（以下「通知人」といいます）の代理人として、貴殿が執筆した「サンデー毎日」2017年12月24日号に掲載されている「被災地・神戸『世界一のクリスマスツリー』狂騒曲」（以下「本件記事」といいます。）並びに「田中康夫 YouTube公式チャンネル 田中康夫のだから言わんこっちゃない！」（以下「公式チャンネル」といいます。）に貴殿が投稿された「vol.161『意識高い系』糸井重里&ほぼ日刊イトイ新聞が『プラントハンター』西島清順と一芝居！世界一のクリスマスツリー@神戸 Part 3 三十六計逃げるに如かず篇」（以下「本件動画 vol.161」といいます。）、同「vol.168『所詮はチンケな愉快犯だった糸井&西島コンビ。KOBECRクリスマスツリー狂騒曲まとめサイト！』」（以下「本件動画 vol.168」といいます。）、及び同「vol.183

『これぞニッポンの劣化！？ Part 1 X ‘mas ツリー弁護士「スラップ」もどきの香ばしい文章作法w』』（以下「本件動画vol. 1. 183」といい、上記動画とあわせて「本件動画」といいます。）について、以下のとおり通知いたします。

(1) 本件記事は、「この企画は“紛い物”」、「三百代言な『プラントハンター』西島清順」、「虚偽告知したのでは」という表現を用い、読者をして、通知人が、神戸メリケンパークで開催されている「めざせ！世界のクリスマスツリープロジェクト」（以下「本件プロジェクト」といいます。）に関し、虚偽の説明を行っていると印象付ける内容となっております。

また、本件記事の1枚目には「建前どは裏腹な『商魂』が人々に見抜かれた感もある」と記載し、本件記事の2枚目の上部には、「『鎮魂』を大義名分にした『商魂』が、SNSで大炎上」と記載し、さらに「『鎮魂』『復興』を大義名分に、植物の命を弄ぶ『商魂』そのもの」という表現を用いることにより、上記記載とあいまって、通知人が、あたかも、「鎮魂」、「復興」を名目として、虚偽の説明により、金儲けを行っている



0.2.1
12-18

という印象を与える内容となっております。

さらに、本件記事は、通知人が上記のような虚偽の説明をしていることの前提として、「近くで山火事があったときも、この木だけは燃えずに残った奇跡の木だからこそ、神戸という復興と再生の土地に運ぶことで何か感じてもらえる」という「ほぼ日刊イトイ新聞」の内容を引用した後に、「昭和13年に1500戸余りが大火で焼失した氷見の中心街からは8kmも離れた山中に群生していた、樹高から推察するに樹齢250年を優に超える樹木の1本を、神戸開港150周年と『符節』を合わせて樹齢150年の『奇跡の木』と虚偽告知したのでは」と記載しており、通知人が、(i) 本件プロジェクトで使用されている樹木（以下「本件樹木」といいます。）が、実際には火事に遭っていないにもかかわらず、火事で生き残ったかのように虚偽の説明をしていること、(ii) 樹齢250年を優に超えているにもかかわらず、神戸開港150周年に合わせて樹齢150年と虚偽の説明をしていることを主張する内容となっているとともに、「而も移植先は『海水液状化土壌』のメリケンパーク。根腐れ必死です。」として、(iii) 通知人が、あたかも、本件樹木を、根腐れ必至の土壌に移植し

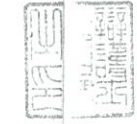


1.2.1
2-13

たかのように主張し、「植物の命を弄ぶ『商魂』」、「三百代言な『プラントハンター』」との表現とあいまって、本件記事の読者に対し、通知人が、植物の命を軽視して金儲けをしているかのような印象を与えるものです。

以上の本件記事の内容は、通知人の社会的評価を下げるものであり、名誉毀損に該当します。

(2) そして、本件記事が前提とする事実関係については、以下のとおり、真実ではないことが明らかであり、また、真実であると信じることについての相当な理由もありません。すなわち、まず、(i) 火災の点については、通知人は、昭和13年に氷見市で発生した火災と本件樹木を関連付けた説明をしたことは一度もありません。通知人は、氷見市の森林組合の関係者から、昭和62年1月29日に発生した火災の際に本件樹木にも火が及びそうになったものの、本件樹木は無傷で生き残った旨の説明を受けたことから、同内容の発言をしたに留まります。本件記事は、通知人が説明していない昭和13年の火災という本件樹木とは無関係の火災を持ち出して、通知人が虚偽の説明を行っていることを摘示するものですが、通知人が昭和13年の火災と本件樹木を結びつけた説明を行って



30.2.1
2-18

いるという前提には、明らかに誤りがあります。

次に、(ii) 本件樹木の樹齢に関しては、通知人は、氷見市の森林組合関係者や同市海浜植物園の職員の説明内容及び通知人のこれまでの経験から、本件樹木の樹齢を150年と「推定」したものです。樹齢については、幹を切断して年輪を確認することによってより正確な樹齢の推定が可能となりますが、本件樹木は幹を切断しておらず、その樹齢は、樹高や関係者らの説明内容から「推定」せざるを得ないものです。にもかかわらず、本件記事は、本件樹木の樹齢を「250年を優に超える」と断定して、通知人の「推定樹齢150年」が虚偽の説明を行っていることを摘示するものです。そして、本件記事は、本件樹木の樹齢が250年を優に超える理由として「樹高から推察すると」という理由を述べていますが、本件樹木の樹齢が250年を優に超え、推定樹齢が150年という通知人の説明が虚偽だと主張することにつき、何らの根拠もないといわざるを得ません。なお、本件プロジェクト終了後、切断された本件樹木の年輪を確認したところ、本件樹木の樹齢は151年であり、本件記事の「樹齢250年を優に超える」との内容は事



0.2.1
12-3

実に反することが確認されております。

さらに、(iii) 本件記事が、本件樹木が海水液状化土壌のメリケンパークに移植されたことを前提に「根腐れ必至」などと掲載している点については、本件樹木は、根鉢つきのまま運ばれた後に、本件樹木の維持に必要な処置を施して鉢植えされているものであり、海水液状化土壌のメリケンパークの土にそのまま移植したものではありません。

以上のとおり、本件記事が前提とする事実関係は、いずれも真実ではなく、また、真実であると信じるにつき相当な理由もありません。

(3) この点、本件記事は、SNS等で掲載された内容を引用する形式で書かれているものの、本件記事全体の内容を総合してみれば、間接的ないし婉曲的に、または黙示的に、通知人が虚偽の説明をしているとの事実を摘示するものであり、引用の形式をとっているからといって、名誉毀損の違法性を免れるものではありません。また、貴殿からは、本件記事は事実の摘示ではなく論評を行ったものに過ぎないとの反論がなされることも予想されるところですが、本件記事が論評にあたるとしても、その前提となる事実が真実性を欠き、真実であると信じたことの相当

30. 2.1
13

性も欠くことは明らかです。

(4) 加えて、貴殿は、本件動画 v o l . 1 6 1 において、虚言癖で商売をしていた者を三百代言であると説明した上で通知人のことを「三百代言な嘘八百」であると発言し、通知人のことを「サイコパス」、「愉快犯」呼ばわりしています。通知人のことを「三百代言」、「サイコパス」及び「愉快犯」と呼ぶ発言は本件動画 v o l . 1 6 8 でも繰り返され、さらには、当職らが平成 2 9 年 1 2 月 2 8 日に貴殿の公式サイトを通じて、上記発言が通知人を侮辱するものであると指摘した後も、本件動画 v o l . 1 8 3 において、さらに上記発言を繰り返されました。貴殿のこれらの発言は、論評ないし意見の域を逸脱し、通知人を侮辱し、その名誉を毀損するものです。

(5) 以上のとおり、本件記事及び本件動画における貴殿の発言内容は、通知人を侮辱し、その名誉を毀損するものとして、通知人に対する不法行為に該当します。そこで、通知人は、本書を以って、貴殿に対し、以下のとおり請求いたします。

i) 慰謝料金 1 0 0 万円の支払い

ii) 貴殿の公式チャンネルから本件動画を削除すること

30.1
2
18

iii) 貴殿の公式ウェブサイト上の本件記事へのリンクを削除すること

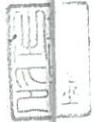
iv) 貴殿の公式チャンネル上に、本件記事及び本件動画における発言内容が、本書で指摘したとおり真実とは異なる内容を含む旨、及び通知人を侮辱し、通知人の名誉を毀損したものであり、これを謝罪する旨の文章ないし動画を、少なくとも1カ月間掲載すること

(6) ついては、本書受領後2週間以内に、上記慰謝料の支払い等に応じるか否かの意向について、書面でご回答ください。万一、貴殿が当方の要求を拒否した場合には、訴訟提起等の法的措置を執る予定です。また、本書で言及されていない表現について、通知人の権利を侵害するものがある場合には、追加で削除等を求めることがあることを申し添えます。

(7) 本件に関する一切の事項は、当職らが委任を受けております。本件に関する回答、問い合わせ等は、通知人本人に行うことなく、当職ら宛てになされますようお願いいたします。

草々

【本件動画のURL】



(1) 本件動画 v o l . 1 6 1

h t t p s : / / w w w . y o u t
u b e . c o m / w a t c h ? v =
k 2 4 6 n h Q z 1 Y 8 & t = 2 s

(2) 本件動画 v o l . 1 6 8

h t t p s : / / w w w . y o u t
u b e . c o m / w a t c h ? v =
z j _ x c j u n l Q U & t = 2 2
5 s

(3) 本件動画 v o l . 1 8 3

h t t p s : / / w w w . y o u t
u b e . c o m / w a t c h ? v =
E k 9 8 3 N A Q q e s

【 貴 殿 の 公 式 ウ ェ ブ サ イ ト 上 の 本 件
記 事 へ の リ ン ク の U R L 】

(1)

h t t p : / / t a n a k a y a s
u o . m e / t o p / w p - c o n
t e n t / u p l o a d s / 2 0 1
7 / 1 2 / 3 a 6 e 0 d 5 9 b 4 0
9 8 a f 9 3 1 5 3 b 1 0 a e b 3
5 8 8 5 1 . p d f

(2)

h t t p : / / t a n a k a y a s
u o . m e / t o p / w p - c o n

30.4
12-11
1

t e n t / u p l o a d s / 2 0 1
8 / 0 1 / 0 d 7 2 7 f 8 0 2 8 0
9 a 3 2 1 7 9 b 7 6 2 8 f 9 5 7
a 0 5 0 b . p d f

通知人 西島 清順

〒 5 4 1 - 0 0 4 1

大阪府中央区北浜 3 丁目 6 番 1 3 号

日土地淀屋橋ビル

弁護士法人淀屋橋・山上合同

電 話 0 6 - 6 2 0 2 - 7 7 1 8

F A X 0 6 - 6 2 0 2 - 3 3 7 5

上記通知人代理人

弁護士 金 大 燁

同 増 山 健



この郵便物は平成 30 年 2 月 1 日
第(03-40-61556-3)号書留内容証明郵便物として
差し出したことを証明します。 日本郵便株式会社

